

## 10 持続可能で活力ある地域の創造について

南海トラフ地震に備えた事前防災・減災対策を早急に実施できるよう財政支援の充実を図るとともに、集落の維持・活性化に向けて、辺地指定の要件を緩和し、辺地対策事業債の対象にソフト事業を追加すること。

### 【背景理由等】

四国地方は、人口の減少や市町村合併により施設の統廃合が進み、廃校舎をはじめとする遊休公共施設が増加しています。

こうした中、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の解体撤去については、地方債の特例措置が講じられたところです。

しかしながら、南海トラフ地震の際に倒壊の恐れがある耐震性の低い遊休公共施設は、事前防災・減災の観点から早急に解体撤去を行う必要がありますが、過疎地域の市町村や過疎市町村を抱える都道府県は、財政状況が厳しく、十分対応できない状況にあります。

さらに、人口の減少等により、辺地の要件を満たさない集落が増加し、集落の存続が危ぶまれていることから、集落再生を実現するため、辺地指定の要件緩和とソフト面からの支援が必要であります。

### 【具体的な提言事項】

#### (1) 辺地の要件緩和

集落再生を実現するため、辺地指定の要件（辺地度数加算、人口要件）を緩和するとともに、辺地対策事業債の対象にソフト事業を追加すること。